## 芦別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取り組み実績をお知らせします

本市では，地球温暖化対策の推進に関する法律第21条 に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられてい る温室効果ガス排出量削減のための措置に関する計画と して，平成22年11月に第1期，平成27年に第2期となる「芦別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定 し，本市の事務事業の実施に当たっては，本計画に基づ き二酸化炭素排出量の削減目標の実現に向けて，さまざ まな取り組みを行い地球温暖化対策の推進を図ることと しています。

- 計画期間／平成27年度から平成31年度までの 5 年間
- 基準年度／平成26年度

二酸化炭素排出量の削減目標

| 基集年度排出量 <br> 平成26年度 | 削減目標 | 目標年度排出量 <br> 平成31年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| $9,408,841 \mathrm{~kg}-\mathrm{CO}_{2}$ | $5 \%$ | $8,938,399 \mathrm{~kg}-\mathrm{CO}_{2}$ |

## 1 取り組み実績

平成30年度における二酸化炭素排出量は，8，386，607 $\mathrm{kg}-\mathrm{CO}_{2}$ となり，基準年度である平成26年度と比較して $10.9 \%$ 減少し，本計画における削減目標（最低 $5 \%$ ，年 $1 \%$ ）を達成する結果となりました。

その要因としては，今冬が暖冬であったため，暖房に使用する灯油やA重油•電気の使用量が減少したことによ るものと考えられますが，ガソリンも減少していることから，公用車の台数減少や入れ替えを行った公用車の燃費 が向上していることも要因と考えられます。なお，職員による省エネの取り組み等が定着してきたことも，エネル ギー使用量の削減に大きな効果があるものと考えられます。

燃料種別の使用量，二酸化炭素排出量は以下の通りです。

## 平成30年度の二酸化炭素排出量

| 燃料種別 | 平成26年度（基準年度） |  | 平成30年度 |  | $\left\|\begin{array}{c} \text { 増減率 } \\ \text { (基準年度比) } \end{array}\right\|$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 使用量 | $\underset{\left(\mathrm{kg}-\mathrm{CO}_{2}\right)}{\mathrm{CO}_{2} \text { 排出量 }}$ | 使用量 | $\underset{\left(\mathrm{kg}-\mathrm{CO}_{2}\right)}{\mathrm{CO}_{2} \text { 排出 }}$ |  |
| ガソリン（ $\ell$ ） | 36，882 | 85，568 | 28，100 | 65，194 | －23．8\％ |
| 軽油（ $\ell$ ） | 146，017 | 376，722 | 149，627 | 386，042 | 2．5\％ |
| 灯油（ $\ell$ ） | 573，627 | 1，428，336 | 556，142 | 1，384，790 | －3．0\％ |
| A 重油（ $\ell$ ） | 704，510 | 1，909，222 | 654，940 | 1，774，887 | －7．0\％ |
| L P ガス（m） | 23，627 | 141，767 | 20，291 | 121，747 | －14．1\％ |
| 電気（kwh） | 8，063，757 | 5，467，226 | 6，987，906 | 4，653，947 | －14．9\％ |
| 合 計 | 仡 | 9，408，841 | － | 8，386，607 | －10．9\％ |

※各年度の電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数（単位： $\mathrm{kg}-\mathrm{CO}_{2} / \mathrm{kwh}$ ）

| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 0.485 | 0.688 | 0.678 | 0.683 | 0.669 | 0.632 | 0.666 |

## 2 各課の取り組み状況

職員一人一人が二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組む必要があることから，日常的な取り組みに係る点検 シートにより，省エネルギーの推進 7 項目，省資源の推進 7 項目， 3 R の推進 3 項目の計 17 項目について，取り組 み状況を確認し，各職場の地球温暖化•省エネ対策推進者が評価しました。次の表は，それらの結果について取り まとめたものです。

平成30年度末の全体の平均点は4．5で，全部署とも 4 点台となっていましたが，項目別に見ると 3 点台もあるこ とから，引き続き積極的な取り組みを行います。
－日常的な取り組みに係る評価結果

|  |  | 評価項目 | $\begin{aligned} & \text { H30.4~ } \\ & \text { H30.9 } \\ & \text { (上期) } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { H30.10~ } \\ & \text { H31.3 } \\ & \text { (下期) } \\ & \hline \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 省 } \\ & \text { 玄 } \\ & \text { 少 } \\ & \text { ギ } \\ & \text { } \\ & \text { の } \\ & \text { 推 } \\ & \text { 進 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 電 } \\ & \text { 気 } \end{aligned}$ | （1）不必要な照明の消灯 | 4.7 | 4.7 |
|  |  | （2） A 機器などの省電力 | 4.5 | 4.5 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 燃 } \\ & \text { 料 } \\ & \text { 力 } \\ & \text { ス } \end{aligned}$ | ③暖房器具の適正な使用 | 4.6 | 4.6 |
|  |  | （4）ォームビズの推進 | 4.7 | 4.8 |
|  |  | （5）適正なガス給湯器などの使用 | 4.3 | 4.8 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 公 } \\ & \text { 莗 } \end{aligned}$ | （6）エコドライブの励行 | 4.5 | 4.6 |
|  |  | （7）近距離の徒歩•自転車移動 | 4.5 | 4.5 |
| $\begin{aligned} & \text { 省 } \\ & \text { 源 } \\ & \text { 推 } \\ & \text { 進 } \end{aligned}$ | 紙 | （8）コピー機の適正使用 | 4.3 | 4.3 |
|  |  | （9）両面•縮小コピーの徹底 | 4.3 | 4.3 |
|  |  | （10）印刷プレビューでの最終確認 | 4.3 | 4.3 |
|  |  | （11）使用済み用紙の裏面利用 | 4.3 | 4.3 |
|  |  | （12）使用済み封筒の再利用 | 4.6 | 4.6 |
|  |  | （13）電子掲示板・メールの活用 | 4.6 | 4.6 |
|  | 水 | （14）節水の励行 | 4.7 | 4.6 |
| 推 3進の |  | （15）ごみの発生抑制 | 4.3 | 4.3 |
|  |  | （16）ごみの再使用 | 4.2 | 4.2 |
|  |  | （17）ごみの再資源化 | 4.3 | 4.4 |
| 平 均 点 |  |  | 4.5 | 4.5 |


| $\begin{aligned} & \text { 採 } \\ & \text { 点 } \\ & \text { 基 } \\ & \text { 準 } \end{aligned}$ | 5 | 確実に取り組みしている | 100\％ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 4 | ほぼ取り組みしている | 80\％ |
|  | 3 | だいたい取り組みしている | 50\％ |
|  | 2 | あまり取り組みしていない | 50\％未満 |
|  | 1 | 取り組みしていない | 0\％ |
|  | － | 該当しない | － |


| 評 <br> 価 <br> 基 <br> 準 | A 評価点 | 上期 | 下期 | 評価基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ひ <br> び <br> 結 <br> 果 | B | $23.1 \%$ | $69.3 \%$ | 該当する全ての項目が 4 <br> 点以上である場合 |
|  | C | $0.9 \%$ | $30.7 \%$ | AまたはC以外の場合 |

## 3 目標の達成に向けて

平成27年 7 月に策定した第 2 期地球温暖化対策実行計画に基づき，温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け た取り組みを推進し，基準年度（平成 26 年度）比で $5 \%$ の削減目標を達成するため，下記の取り組みを行います。

## 1 温室効果ガスの排出抑制対策に向けた取り組み項目

（1）電気使用量の削減（2）A重油，灯油使用量の削減（3）LPG使用量の削減（4）公用車の燃料使用量の削減

## 2 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に関連する項目

①省資源の推進（2） 3 R （※）の推進（3）その他の取り組み
※3RとはReduce（リデュース）：減らす。Reuse（リユース）：繰り返し使う。Recycle（リサイクル）：再資源化する
－詳細／芦別市地球温暖化•省エネ対策推進本部（事務局・まちづくり推進係）

## 委員を募集しています

| 会の名称 | 芦別市公務災害補償等認定委員会 |
| :---: | :---: |
| $\begin{array}{ll} \text { 職 } & \text { 務 } \\ \text { 内 } & \text { の } \\ \hline \text { 容 } \end{array}$ | 議会の議員その他非常勤の職員及び臨時的任用職員について，公務または通勤中に災害が発生した場合に，その災害が公務または通勤により生じた ものであるかどうかを審議していただきます。 |
| 募集人員 | 2人（委員総数5人） |
| 応募資格 | （1）11月1日現在で20歳以上の方（2）市内に在住ま たは在勤，在学の方（3）応募日現在，本市の他の審議会などの委員を3つ以上兼ねていない方 （4）応募日現在，本市の職員でない方 |
| 委員の任期 | 11月1日～令和4年10月31日 |
| 応募方法 |  |
| 募集期限 | 10月7日（月） |
| 選考方法 | 選考委員会が書類選考により決定し，後日，本人 に通知します。 |
| 報酬など | 条例に基づき報酬と交通費を支給します。 |
| $\begin{array}{ll}  & \begin{array}{ll} \text { 会 } & \text { 議 } \\ \text { 開 } & \text { 催 } \end{array} \end{array}$ | 災害が発生した都度，平日の午後 5 時以降 1 時間程度を予定。 |


| 会の名称 | 芦別市環境審議会 |
| :---: | :---: |
|  | 溒境基本条例及ひ溒境基本証画に基つさ，溒境の |
| 職 務 の | 保全などに関する基本的な事項や具体的な事業に |
|  | ついて審議をしていただくほか，市長に対して意 |
|  | 見を述べることができます。 |
| 募集人員 | 6人（委員総数20人以内） |
| 応募資格 | 審議会などの委員を3つ以上兼ねていない方 |

委員の任期 11月1日～令和3年10月31日
所定の応募用紙に必要事項を記入の上，持参また は郵送，ファクシミリ，電子メールで提出。電話及び口頭での受け付けはしません。
応募用紙を希望される方は，まちづくり推進係ま
応募方法でご連絡ください。市ホームページからダウン ロードもできます。
○住所／〒075－8711 芦別市北 1 条東 1 丁目 3 番地芦別市役所総務部企画政策課まちづくり推進係 ○ファクシミリ：0124－22－9696
○モメール：kikaku＠city．ashibetsu．hokkaido．jp
募集期限9月30日（月）
選考方法 選考委員会が書類選考により決定し，後日，本人
報酬など条例に基づき報酬と交通費を支給します。
会議の開催 1 年 1 回程度。平日の午後 6 時～ 8 時を予定。
申込•詳細 まちづくり推進係

